

協会けんぽ鳥取支部 令和4年度収支

【資料6】

(百万円)

		鳥取支部	全国
収入	保険料収入	43,991	10,042,109
	一般分	43,985	10,040,733
	その他収入	98	17,876
	債権回収以外	25	5,707
	債権回収	73	12,168
	計	44,089	10,059,985
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	23,258	5,464,385
	医療給付費 (A)-(B)	26,958	5,464,385
	医療給付費 (A)	26,958	5,466,858
	災害特例分 (B)	0	2,473
	年齢調整額	▲ 717	-
	所得調整額	▲ 2,983	-
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	2,295	520,795
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	14,891	3,379,490
	業務経費(国庫補助を除く)	652	148,051
	一般管理費(国庫負担を除く)	340	77,123
	その他支出	168	38,198
	令和2年度の収支差の精算	▲ 70	-
	令和2年度のインセンティブ	31	-
	加算額	31	6,794
	減算額	0	▲ 6,794
	計	41,564	9,628,043
収支差	計	2,525	431,942
	全国平均分	1,903	431,942
	地域差分	621	-

端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(注)

①年齢調整額、所得調整額のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

②債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

③医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和4年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

④「令和2年度の収支差の精算」は、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

令和4年度の支部別収支差(地域差分)の保険料率換算の見通し

(百万円)

支部別収支差(地域差分) (a)	621
総報酬額(4年度実績) (b)	442,509
保険料率換算 (a) / (b) × 100	0.14

(注) 令和6年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

令和6年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和4年度の支部の収支差(地域差分)を令和6年度の総報酬額の見込額で除したもものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和4年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。